

くろまぐろ（小型魚）およびくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1　くろまぐろ（小型魚）

Ⅰ　知事管理漁獲可能量

次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県定置漁業	30.8
福井県漁船漁業等	0.4

第2　くろまぐろ（大型魚）

Ⅰ　知事管理漁獲可能量

次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県定置漁業	22.1
福井県漁船漁業等	0.6